

当野地区ワイヤーメッシュ柵設置工事 仕様書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この仕様書は下記の工事に適用する。

- (1) 事業名：令和8年度 鳥獣被害防止総合対策事業
- (2) 工事名：当野地区ワイヤーメッシュ柵設置工事
- (3) 工事場所：丹波篠山市 当野 地内

(適用の範囲)

第2条 工事の施工にあたっては、設計図書、契約書、本仕様書によるほか、農林水産省農村振興局編「土木工事共通仕様書」を使用し、語句は丹波篠山市所管に読み替える。また、施工上必要な基準規則については関係法規の定めによるものとする。

(工期)

第3条 工期は、令和9年2月28日までとする。

工期は土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含む。

第2章 一般事項

(施工)

第4条 受注者は施工に先立ち、設計図書、数量計算書、現場状態等の照査を行い、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、処理するものとする。

- 1 工事現場に隣接する土地にむやみに立ち入ってはならない。また、立ち入り等必要な場合は、地権者の承諾を得るとともに監督職員に報告するものとする。
- 2 隣接する土地を使用した場合は、速やかに従前の状態に回復させるとともに地権者の確認、了解を得るものとする。

(ワイヤーメッシュ柵の仕様)

第5条 ワイヤーメッシュ柵、門扉等の資材については、記載された仕様及び添付図面で示す仕様と同等以上の規格とする。

- 1 使用する材料については、使用材料承諾（承認）願（品質を証明する資料）提出し、監督職員の承諾（承認）を得ること。
 - (1) ワイヤーメッシュ（別紙図面のとおり）
 - ・メッシュの格子部の高さ 1,800mm 以上、格子部の幅 2,100mm 以上、下部の突き出し 75mm 以上とする。
 - ・格子部の高さ 48cm までは 80mm×210mm 角以下、高さ 48 cm～180cm までは 165mm×210mm 角以下とする。
 - ・使用する材料はスクリーメッシュ対角線約 5mm とし、材質ならびに品質は以下の通りと

する。

※使用するスクリー線は、防錆性能の観点からねじり加工後に後メッキ処理した線材であること。

- ・引張強度、溶接点せん断強度については下記の条件を満たすものとし、公的機関（又は公的機関に準ずる機関）での試験した結果を提出すること。

■線材の引張強度 引張強さ× $\phi 5\text{mm}$ と比較した断面積の割合 $\geq 390\text{N/mm}^2$

■溶接点せん断強度 せん断強さ× $\phi 5\text{mm}$ と比較した断面積の割合 $\geq 220\text{ N/mm}^2$

- ・減価償却資産の耐用年数などに関する省令により、耐用年数 14 年以上を有すること。

(2) 支柱

- ・施工性を考慮して、セパレート仕様とする。
- ・打込柱 鋼管パイプ $\phi 34.0\text{mm}$ $t=1.2\text{mm}$ 以上 $L=1,600\text{mm}$ 亜鉛メッキ処理
- ・かぶせ柱 鋼管パイプ $\phi 38.1\text{mm}$ $t=0.8\text{mm}$ 以上 $L=2,000\text{mm}$ 亜鉛メッキ処理

(3) 地際補強対策

- ・地際対策として、亀甲金網 60 目を折り返し長さ 300 mm 以上で設置し、上部は結束線、折り返し端部は、鉄製アンカー（1m ピッチ）で固定すること。
- ・下部補強パイプは亀甲金網を押さえ込むよう設置し、ワイヤーメッシュ 1 枚当たり、1 か所アンカー（杭間 1 本）で固定すること。
- ・下部補強パイプは、鋼管 $\phi 19.1\text{mm}$ 以上 厚さ $t=1.2\text{mm}$ 以上 長さ 4,060mm スエージ加工、亜鉛メッキ処理とする。
- ・アンカーピンは鉄製 $\phi 9\text{mm}$ 、 $L=440\text{mm}$ 以上、羽根付きとし、下部補強パイプの径 $\phi 19.1\text{mm}$ と合致したもので隙間なくしっかりと固定できる形状であること。

(4) 結束線

- ・支柱とワイヤーメッシュ柵との結束は、針金（ステンレス）とする。
- ・ステンレス線 $\phi 1.1\text{mm}$ 以上で、基本仕様は長さ $L=500\text{mm}$ 以上とし、支柱と下部補強パイプとの結束は $L=750\text{mm}$ 以上とする。

(5) 簡易門扉（別紙図面のとおり）

- ・門扉部のワイヤーメッシュは柵のワイヤーメッシュと同等以上の強度を有すること。
- ・門柱は下記とする。
- ・打込柱 鋼管パイプ $\phi 34.0\text{mm}$ $t=1.2\text{mm}$ 以上 $L=1,600\text{mm}$ 亜鉛メッキ処理
- ・かぶせ柱 鋼管パイプ $\phi 38.1\text{mm}$ $t=0.8\text{mm}$ 以上 $L=2,000\text{mm}$ 亜鉛メッキ処理
- ・門柱にヒンジ金具を上部、中間部、下部の 3 ヶ所設置すること。
- ・チェーン（シャックル、フック）を取り付けること。

(6) 組立門扉（別紙図面のとおり）

- ・現場において、簡易的に組立・設置ができるものとし、地際補強対策として、フレームを有しており、下記の条件を満たすものとする。
- ・門扉のフレームは「目」の字型とし、最下段の横フレームとその上の横フレームの間隔は 75 mm～100mm 程度とする。
- ・縦フレーム（軸部、先端部）は鋼管 $\phi 19.1\text{mm}$ $t=1.2\text{mm}$ 以上でそれぞれ丸鋼 $\phi 13\text{mm}$ を 4 か所溶接

し、亜鉛メッキ処理加工したものとする。

- ・横フレームは、鋼管 $\phi 19.1\text{mm}$ $t=1.2\text{mm}$ 以上とし、亜鉛メッキ処理加工したものとする。（門扉幅に合わせたサイズのものを使用する）
- ・溶接金網の縦線に合わせて縦フレームで横幅の調整が可能であること。
- ・門柱は下記とする。
 $\phi 48.6\text{mm}$ $t=1.2\text{mm}$ 以上 $L2600\text{mm}$ 以上の規格のもの。
- ・開閉の軸となる支柱、及び扉用金網部分には、スムーズな開閉稼動が可能となる加工、または部品が施されていること。
- ・門扉軸受け金具は、上部、中間部、下部の 3 ヶ所設置し、門扉と地面とのすき間を適正な高さに調整ができる構造であること。
- ・開口部は、施錠用チェーン（中間部）とストッパー（下部）を設置する。

2. 施工

- (1) 獣害防止柵設置位置、門扉の設置箇所の決定については、地元役員及び監督職員と協議の上で決定するものとする。
- (2) ワイヤメッシュ設置の際、ワイヤメッシュ下部と地盤に隙間ができる場合、カットしたワイヤメッシュにより、可能な限り隙間を埋めること。
- (3) 地際補強パイプ $\phi 19.1\text{mm}$ は、ワイヤメッシュの最下部の横線に合わせ設置すること。
- (4) 標準的な柵設置は図面のとおりとするが、現場の状況等により上記諸条件を満たさない場合は、監督職員と協議の上で決定するものとする。
- (5) 本工事施工にあたり疑義が生じた場合は、請負人は施工に先立って監督職員と協議し、その指示を受けること。

3. その他

- (1) 本仕様と異なる資材で応札する場合は、質疑期限までに同等品承認申請書（根拠資料添付）を提出し承認を受けること。
- (2) 同等品としての承認を受けていない材料での応札は認めない。

（施工管理）

第 6 条 受注者は、契約締結後速やかに施工計画書及び実施工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書及び変更工程表を提出しなければならない。

- 1 受注者は、工事の出来形及び品質が設計図書に適合するように十分な施工管理を行わなければならない。なお、監督職員が出来形及び品質の確認のための資料の提出を要求した場合はその指示に従うものとする。

（安全及び保安対策）

第 7 条 安全に関する訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により 1 ヶ月あたり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施する事。なお、経費については現場管理費に含む。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底

(3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

(4) 本工事における災害対策訓練

(5) 本工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

- 1 受注者は、工事の施工にあたって常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を計らなければならない。特に、本作業地は山地であるため、傾斜、立木、倒木、転石等危険性を充分考慮し、転落事故や資材の落下事故等のないよう安全対策を図ること。
- 2 本作業地は山地であることから暖をとるための火気等は禁止する。また、たばこの後始末は必ず専用の携帯吸い殻入れ等を使用し、作業終了時には必ず火気等後始末の点検を行うこと。
- 3 工事中は所要の人員を配置し、現場内の整理整頓及び保安に努めなければならない。
- 4 重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
- 5 現地において製品の一部加工が生じ、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- 6 豪雨及び台風時等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしておかななければならない。

(施設の保全)

第8条 既設構造物を汚染または損傷を与えたときは、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任で復旧しなければならない。

- 1 納入品の運搬は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面あるいは第三者に損傷を与えた場合、搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は全て受注者の責任において修復すること。
- 2 工事中、障害物件の取扱及び取り壊しの処置については監督職員の指示または承諾を受けること。

(資格)

第9条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工事用電力及び用水)

第10条 工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、受注者の責任で処理しなければならない。

(仮設物)

第11条 現場事務所、工作小屋、材料置場など必要な仮設物を設ける場合は、受注者の責任及び費用において設置すること。なお、設置位置、概要その他については監督職員の承諾を得ること。

- 1 火気を使用する場所は関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料で覆い、消火器を常備すること。

2 工事用足場などを設ける場合には、堅牢かつ安全に設け、常に安全維持に努めること。

(相互協力)

第12条 受注者は、工事施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を計るとともに工事境界部においては相互に協力し、全体として支障の無いように施工すること。

(点検及び立会)

第13条 施工後に検査が不可能、もしくは困難な工事または調整を要する場合で、監督職員の指示するものは立会を受けること。

1 各工事は、それぞれの工程において監督職員の点検を受けること。ただし、監督職員の承諾する軽微な場合はこの限りではない。

(工程管理)

第14条 受注者は、実施工程表をあらかじめ監督職員に提出し承諾を受けるとともに適正な工程管理を行わなければならない。

1 受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の実施工程表と実績とを比較検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。

(下請)

第15条 工種毎の下請業者については、発注者に届け出なければならない。また、全ての事項についての責任は両者間において解決しなければならない。

なお、一括下請についてはこれをしてはならない。

(管理義務)

第16条 工事が完成し、引き渡し完了までの間の工事対象物の保管責任は受注者とする。

(完了時の処理)

第17条 工事が完了した際には、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(完成検査及び中間検査)

第18条 工事完了後、第3章第20条、21条に掲げる完成図書を提出後、速やかに完成検査を受けること。

第3章 提出物

(承認図)

第19条 受注者は、設計図書に従い承認図を作成し、監督職員の承諾（承認）を得てから製作及び施工に着手すること。

1 承諾（承認）を得た後に仕様に変更が生じた場合は監督職員の承諾を得ること。

(工事写真)

第20条 受注者は、下記に示す要領を参考に工事中の写真撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理整頓し、工事完了の際に提出すること。

(1) 着手前(現況) 100m毎に1枚程度

* 黒板に測点を記入すること。

(2) 使用材料の検測

現場到着時の使用材料検収 全数確認

(3) 障害物除去状況等作業状況

現場除草、枝打ち、倒木除去等 適宜

(4) ワイヤメッシュ取り付け状況 100m毎

(5) ワイヤメッシュ出来形寸法

ア) 施工延長 全数が確認できる写真(測点起終点)

イ) 設置高さ 100m毎

(6) 門扉設置状況 全数の状況が判る写真

(7) 門扉出来形寸法 全門扉の寸法が確認できる写真

(8) 工事用看板 適宜

(9) 作業従事者のヘルメット着用状況、安全対策状況 適宜

(10) その他必要と思われる事項 適宜

(11) 完成写真 100m毎に1枚程度(着手前と合せる)

* 黒板に測点を記入すること。

(完成図書)

第21条 受注者は、維持管理上必要と思われる資料について監督職員から指示のあった場合には工事完成時に完成図書として提出すること。

第4章 その他

(その他)

第22条 受注者は、設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工または技術上当然必要と認められるものに対して、受注者の責任において行わなければならない。

1 本工事施工中、構造物の位置変更、軽微なる変更は施工設計図を提出し、監督職員の承諾を得て変更することが出来る。ただし、本変更の範囲は設計の本質的機能を変えるものであってはならない。

(事故報告)

第23条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故報告書を監督職員が指示する期日までに発注者に提出しなければならない。

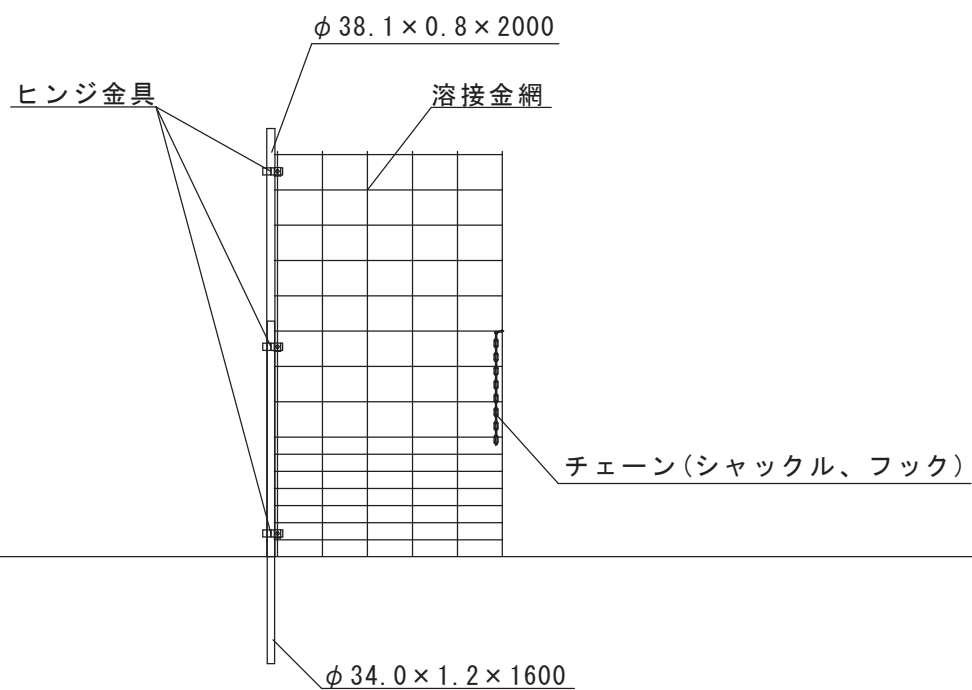
立面图



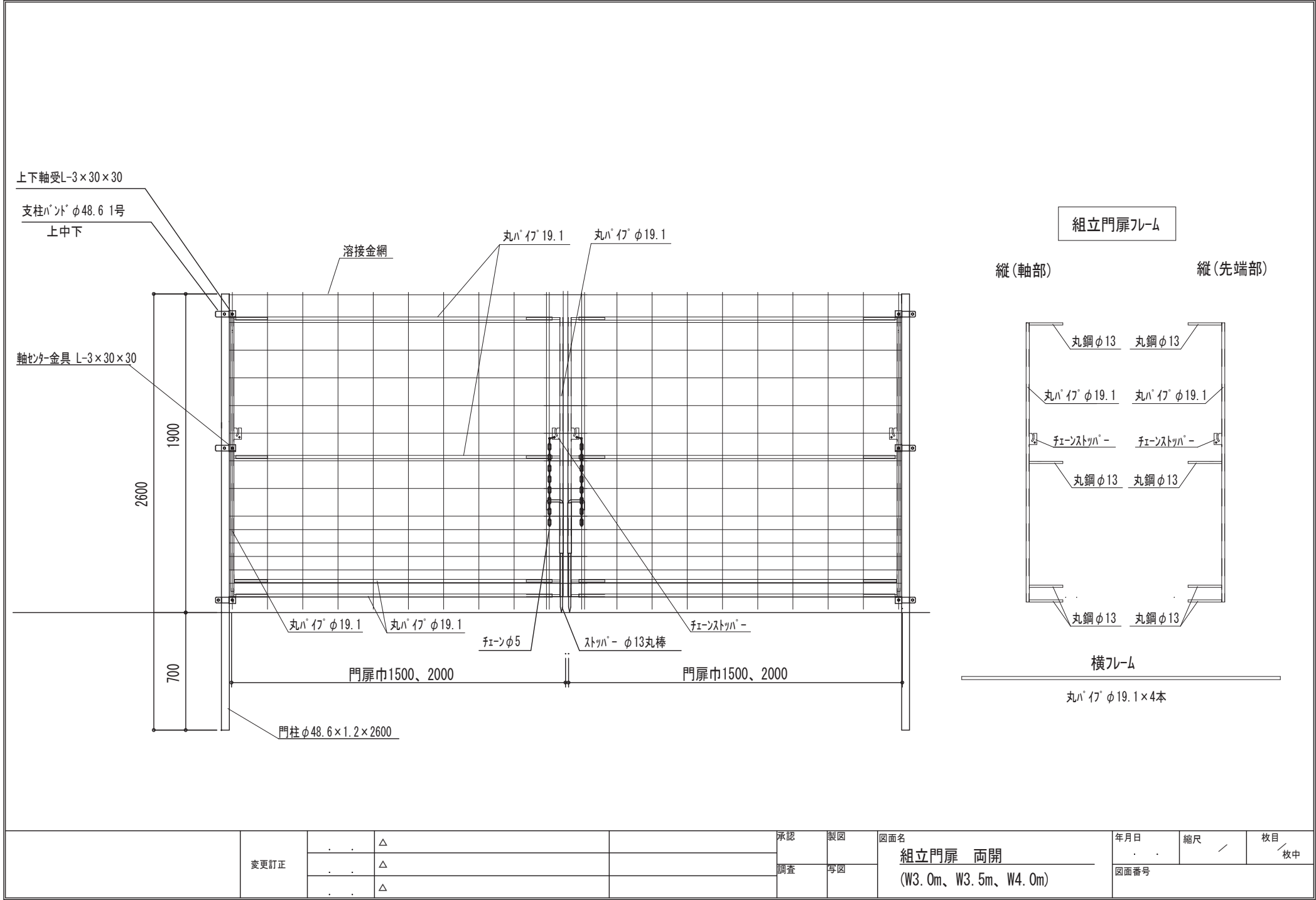
平面图

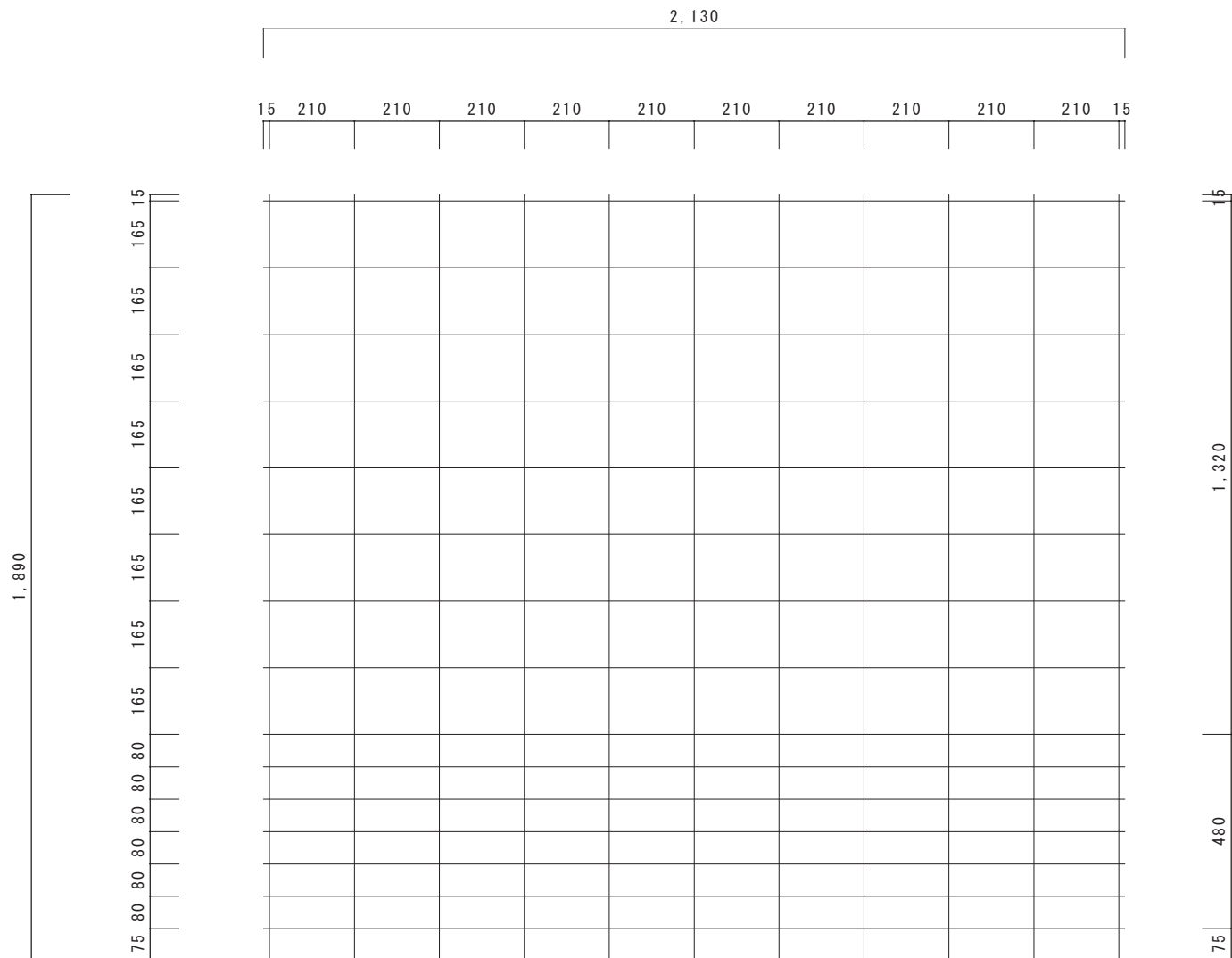


變更訂正



変更訂正		△	製品名 簡易門扉 片開 (W1.0m、W1.5m、W2.0m)	縮尺	製図	検図	承認印	コード番号	
		△							
		△		年月日				図面番号	





後メッキスクリー線 1890mm x 2130mm

	変更訂正	.	△	製品名 溶接金網	縮尺	製図	検図	承認印	コード番号	
		.	△						図面番号	
		.	△		年月日					

No.	設置延長 (m)	WM延長 (m)	門扉延長 (m)	ワイヤーメッシュ H1890×W2130 枚	基礎支柱 L=1600 本	支柱 L=2000 本	下部補強パイプ L=4000 本	アンカーピン φ9×440 本	ステンレス結束線 φ1.1×500 kg	ステンレス結束線 φ1.1×750 kg	簡易門扉 W1.0片開き 基	簡易門扉 W1.5片開き 基	簡易門扉 W2.0片開き 基	組立門扉 W3.0両開き 基	組立門扉 W3.5両開き 基	組立門扉 W4.0両開き 基	亀甲金網 大型 25m巻 巻	備 考
1	700.00	689.00	11.00	345	346	346	173	1,035	10.0	3.0	7					1	28	
2	370.00	366.00	4.00	183	184	184	92	549	5.0	2.0	4						15	
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
小計	1,070.0	1,055.0	15.0	528.0	530.0	530.0	265.0	1,584.0	15.0	5.0	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	43.0	

20-1 古市地区(当野)
侵入防止柵設置 位置図



当野地区①

当野地区②

ワイヤーメッシュ柵 L=1,070m
(請負施工)
(当野地区① L=700m)
(当野地区② L=370m)

— ワイヤーメッシュ柵 (シカ)
— 既設柵

